時間外勤務に関する法令規則上の位置づけ

	民間企業 (国立・私立学校の教員を含む)	公立学校(愛知県)の教員		
勤務時	週 40時間(1日:8時間)	週 38時間45分(1日:7時間45分)		
	【労働基準法】	【学校職員の勤務時間等に関する規則※1】		
間				
	・ 労働組合等との書面による協定(い	・原則として、時間外勤務は命じないものとする。		
	わゆる三六協定)に基づき時間外勤務を	・教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に		
	命じることができる。【労働基準法】	掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむ		
		を得ない必要があるときに限るものとする。		
	・限度に関する基準【労働省告示】			
	期間 限度時間 1週間 15時間 2週間 27時間 4週間 43時間 1か月 45時間 2か月 81時間 3か月 120時間	一 校外実習その他 生徒の実習に関する業務		
		二 修学旅行その他学校の行事に関する業務		
		三 職員会議(設置者の定めるところにより学校に		
		置かれるものをいう。)に関する業務		
		四 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊		
時	1年間 360 時間	急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場		
間	※法定の休日の労働は含まない。	合に必要な業務		
外	※「特別な事情」が予想される場合は、特	【義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する		
勤	別条項付協定を締結することにより、限度 時間を超えて時間外勤務をさせることが	特別措置条例※2】		
務	できる。			
	 ・時間外勤務には 時間外勤務手当が支給	 ・時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。		
手	される。【労働基準法】			
当	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・給料月額の百分の四に相当する額の教職調整額を		
$\overline{}$	・時間外労働の割増賃金の割増率は2割	支給 する。		
	5 分以上、休日労働の割増賃金の割増率	【義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する		
	は3割5分以上 【労働基準法第37条第	特別措置条例」※2】		
	1 項の時間外及び休日の割増賃金に係る			
	率の最低限度を定める政令】 ・月60時間を超える時間外労働については5割以上(中小企業は適用猶予)	お見せは要数エリオ 塩液を生ったははったいっ		
		・教員特殊業務手当は、勤務条件の特殊性に応じて、		
		非常災害時、修学旅行、対外運動競技等の業務に従		
		事した場合に支給される。		
	【労働基準法】	【職員の特殊勤務手当に関する条例、特殊勤務手当		
		に関する規則】		

- ※1 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に準拠
- ※2 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に準拠

【参考】教員特殊業務手当について

支給対象業務			支給額	支給要件		
			文和領 (勤務1日に付き)	週休日、休日	正規の勤務時間が	その他の日
		(3)1),1 11 10 11 10 1		4時間である日		
学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で	(1)非常	災害時の児童・生		ア終日に及ぶ程度	○昼間課程	ア 正規の勤務時間に引
	徒の保	:護または緊急の	8,000円	(日中8時間程度)	ア 正規の勤務時間に引	き続き夜間 6 時間程度
	防災・	復旧		イ アと同程度	き続き 7 時間半程度	イ 午前2時から午前8時
	(2)被害	Fが特に甚大な非			イ 午前2時前から午前	まで
	常災害	における上記の	16,000円		8時まで	ウ アまたはイと同程度
	業務				ウ アまたはイと同程度	
	(3)児童・生徒の負傷・疾 病等に伴う救急		7, 500 円		○夜間課程	
					昼間課程と同程度	
	(4)児童	・生徒に対する緊	7,500円			
	急の補	導				
	、林間、臨			8時間程度	8時間程度	8時間程度
海学校等(学校が計画・実施するものに		泊を伴うもの 4,250	4, 250 円	(就寝時間は	(就寝時間は	(就寝時間は
限る)における児			, , ,	含まない)	含まない)	含まない)
童・生徒の引率指導				8時間程度	8時間程度	8時間程度
人事委員会が定める		泊を伴うもの 4,250	/ 250 ⊞	○时间性度 (就寝時間は	0 時間性度 (就寝時間は	の時間性度
			4, 250 🗖	(((
	競技等にお ・生徒の引			ア 終日に及ぶ程度	B & & C)	<u> </u>
率指導		週休日、休日に 行うもの	4, 250 円	(日中8時間程度)		
			4, 200 []	イアと同程度		
学校の管理下におい				1 / CIPIT主汉		
て行われる部活動 (正規の教育選程と してのクラブ活動と 順ずる活動と・生 におけるる児童・ 等に対する指導 (上記に規定する業		週休日、休日に 行うもの	3,000円			
				4時間程度以上		
					4 時間程度以上	
務を除く)				○昼間課程	
					ア正規の勤務時間に引	
入学試験における受 験生の監督、採点、 合否判定			900円	ア 終日に及ぶ程度 (日中8時間程度) イ アと同程度	き続き 7 時間半程度	
					イアと同程度	
					○夜間課程	
					昼間課程と同程度	
					三四巻八下で1.4円人	V